

原 安 第 226 号
令和7年12月22日

経済産業大臣 赤澤 亮正 様

新潟県知事 花角 英世
(公 印 省 略)

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号及び
7号炉の再稼働へ向けた政府の方針への回答にあたっての国の対応
の確認について (依頼)

令和6年3月21日付け20240318資第2号の理解要請の政府の方針に回答するにあたり、下記の事項に対する対応について確認が必要と考えております。
つきましては、関係府省庁と調整の上、文書で回答いただくようお願いします。

記

1 次の項目に対する国の対応

- (1) 原子力発電の必要性と発電所の安全性について、これまで国等が行ってきた取組が県民に十分理解されていないことから、今後も分かりやすい説明を丁寧に行い、県民に伝わるよう努めること。
- (2) 原子力発電所の安全性の向上に不断に取り組み、新たな知見が得られた場合には、速やかに安全性を再確認すること。
- (3) 緊急時の対応について、住民が避難時の行動を理解し円滑・確実に避難できるよう、県及び市町村とともに県民への周知・理解促進に努めること。また民間事業者と実動組織との連携を通常時から図ること。
- (4) 原子力関係閣僚会議で示された「避難路の整備促進」「除排雪体制の強化」「屋内退避施設の集中整備の促進」について、迅速かつ集中的に整備すること。UPZ自治体による避難路整備要望に対し、早期に方針を決定し、整備に取り組むこと。

- (5) 原子力発電所への武力攻撃等対策や使用済み核燃料の処分、原子力災害発生時の風評被害対策と十分な損害賠償など多くの県民が懸念を抱いている課題に対し、国が責任をもって取り組むこと。
- (6) 東京電力の信頼性の確保に向け、内閣官房副長官をトップとする「監視強化チーム」を設置することが決定されたが、実効性のある活動となるよう取り組み、その活動状況を県民に周知すること。
- (7) 原子力災害対策重点区域の一部にのみ電源立地地域対策交付金が交付されている不合理な現状を是正するため、電源三法交付金の見直しの検討を早期に進めること。

2 進捗状況の共有

上記1の7項目について、進捗状況を年1回以上、定期的に本県と共有すること。

以上